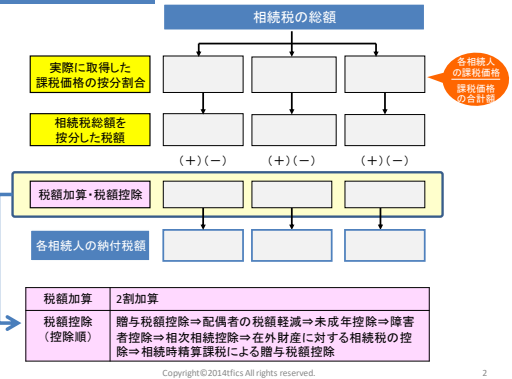


5. 相続税の納付と申告

1. 各相続人の納付税額



2. 相続税の延納

●延納の要件・手続き

- ①金銭一括納付が困難である
 - ・延納税額は納付困難な金額を限度とする
 - ・当面の生活費(3ヵ月分)及び当面の事業経費(1ヵ月分)などを控除
- ②相続税額が10万円超である
- ③担保を提供する
 - ・延納税額が50万円未満かつ延納期間が3年以下の場合は不要
- ④申告期限までに延納申請書を提出する
 - ・担保提供関係書類を添付し、所轄税務署の許可を得る

●延納の担保と評価

国債・地方債	国債・・・額面金額 地方債・・・時価の80%以内
社債その他の有価証券で税務署長が確実と認めるもの	時価の80%以内
土地	時価の80%以内
建物、立木等	時価の70%以内
税務署長が確実と認める保証人の保証	保証人からの徴収見込額

3. 相続税の物納

●物納できる財産

- ①物納申請者の**相続税の課税対象となった財産**
(相続時精算課税の適用を受けるものを除く)
- ②課税対象となった**財産を処分などして取得した財産**
- ③**相続開始前3年以内**に被相続人から**贈与により取得した財産**で、相続税の課税価格に**加算された財産**

●物納できる財産の範囲(国内にあるもの)

- ・国債及び地方債
- ・不動産及び船舶
- ・社債、株式、証券投資信託・貸付信託の受益証券
- ・動産

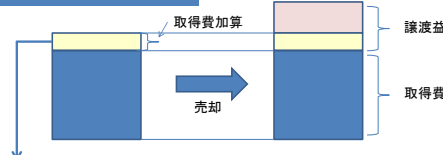
●物納順位(①→⑤の順位)

第1順位	①「国債及び地方債」「不動産及び船舶」 ②「不動産のうち物納劣後財産」
第2順位	③「社債、株式、証券投資信託・貸付信託の受益証券」 ④「株式のうち物納劣後財産」
第3順位	⑤「動産」

4. 物納制度と特定物納制度

項目	物納制度	特定物納制度
申請期限	物納申請に係る相続税の期限又は納付すべき日まで	相続税の申告期限から10年以内
申請税額の範囲	延納によっても納付することが困難な金額の範囲内	申請時に分納期限の到来していない延納税額のうち、延納条件を変更しても延納によって納付を継続することが困難な金額の範囲内
収納価額	課税価格計算の基礎となった財産の価額	特定物納申請の時の価額
物納却下の場合	却下された理由によって、延納申請又は物納申請ができる場合がある	・延納の状態に戻る ・却下された日、みなす取下げの日及び自ら取下げをした日までに、納期限が到来した分納税額については、それぞれの日から1ヵ月以内に利子税を含めて納付する
みなす取下げの場合	みなす取下げされた相続税及び利子税を直ちに納付	
自ら取下げの場合	相続税及び延滞税を直ちに納付	
物納の撤回	できる	できない
利子税の納付	物納申請から納付があったものとみなされ期間の納付	当初の延納条件による納付

5. 相続税の取得費加算の特例



●加算される金額

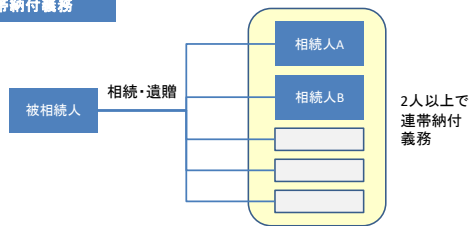
【譲渡した資産が土地等】

譲渡した者の相続税額 × $\frac{\text{譲渡した者が相続等により取得したすべての土地等の課税価格}}{\text{譲渡した者の相続税の課税価格(債務控除前)}}$

【譲渡した資産が土地等以外】

譲渡した者の相続税額 × $\frac{\text{譲渡した資産の課税価格}}{\text{譲渡した者の相続税の課税価格(債務控除前)}}$

6. 連帯納付義務



連帯納付義務の解除(平成24年4月以降の申告)

- ① 申告期限から5年経過した相続税額
- ② 延納の適用を受けた相続税額
- ③ 納税猶予の適用を受けた相続税額

Copyright © 2014 Tfics All rights reserved.

7